

令和2年度 第2回磐田市スクールバス運行検討委員会

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 日 時 | 令和2年8月18日(火) 午後3時から4時 |
| 2 | 場 所 | 磐田市役所西庁舎 3階 特別会議室 |
| 3 | 出席者(検討委員) | |
| | 村松昌和 | 学識経験者 |
| | 小林辰也 | 磐田市立南部中学校PTA会長 |
| | 清水宏行 | 磐田市立福田小学校PTA会長 |
| | 大空 友 | 磐田市立豊岡北小学校PTA会長 |
| | 寺田綾子 | 磐田市立豊田北部小学校長 |
| | 平野 篤 | 磐田市立豊岡北小学校長 |
| | 寺田容子 | 磐田市立向陽中学校長 |
| | 磯部公明 | 地域づくり応援課長 |
| 4 | 出席職員 | 教育総務課長 学校教育課支援グループ長 (事務局) 学府一体校推進室長 学府一体校推進室副主任 |
| 5 | 傍聴者 | 0人 |

教育長挨拶

皆さんこんにちは。本日は、猛暑の中ご出席くださりありがとうございます。猛暑と言いましても、先日浜松で41.1℃を記録するなど、これまで経験したことがない暑さでございます。もし、これが学校で授業が行われているときだったら大変なことになったと思います。エアコンのない学校には気化式冷風機を設置していますが、その能力を試してみますと、気温が40℃以上の場合10℃くらい温度を下げることができますので、なかなかの力だと思えます。

この会合は、令和元年10月15日に第1回を行い、今回が4回目になります。その間の傍聴者は17名いらっしゃいました。市議会議員の皆様や地域の方の、いろいろなご意見を受けながら、これまで話し合いを進めていただき、いよいよまとめる段階に来たのだと思えます。

新型コロナウイルスへの対応等をする中で、私がこの1年の中で感じたことは「何が起こるか分からない」ということです。学校を2か月間臨時休業にすることなど、戦後の歴史の中で一度もなかったと思えます。予想外のことに對しても、一つ一つ課題を乗り越えていかなければならないと思えます。

スクールバスの運行の検討につきましても、一般化する際の一つの大きな基準になります。今後どういう状況が起こるか分からない中ではありますが、その基準について、明確にまとめていただけるとありがたいと思えます。本日は、お忙しい中、暑い中、本当にありがとうございます。

議 事

(会 長) 皆さんこんにちは。大変暑い中、お集まりいただきありがとうございます。本検討委員会では、これまで3回の委員会を開催し、スクールバスの運行を中心に検討を重ねてきました。今回は、これまで話し合ってきた内容をまとめた「磐田市スクールバス運行検討委員会報告(案)」について、内容をご確認いただくことが議事となります。それでは、事務局、ページを追いながら「案」について説明をお願いします。

(事務局) 本日はご出席いただき、ありがとうございます。これまで皆様にご検討いただいた事柄につい

て「磐田市スクールバス運行検討委員会報告（案）」としてまとめさせていただきましたので、そちらをご覧ください。まず、巻頭部分ですが、「学府一体校の推進によって通学距離や通学経路が変わることが懸念されていることから、磐田市の全域を視野に入れる中で、スクールバスの運行を中心に、児童生徒の安全安心な登下校の在り方について検討しました。その結果を以下のとおり報告します。」としました。この部分についていかがでしょうか。

(会 長) 鏡文のような部分になりますが、何かご意見等がありますか。

(会 長) 特にないようですので、提案の通りでよろしいでしょうか。

<一同同意>

(会 長) では、次の説明をお願いします。

(事務局) 次は、検討委員と検討経過となります。紙面のとおりとまとめさせていただきましたが、お名前等に誤りはないでしょうか。

(会 長) 内容や氏名等に誤りはありませんか。

(会 長) 特になければ、次に進めたいと思います。

<一同同意>

(会 長) では、次の説明をお願いします。

(事務局) 次は、小中学校の通学距離の基準についてです。これまでの検討を踏まえ「通学距離については、義務教育諸学校等の建設費の国庫負担等に関する法律施行令では、『小学校にあっては、おおむね4km、中学校においては、おおむね6km以内であること』と規定し、文部科学省手引きにおいても『小学校で4km、中学校で6km以内という基準は、およその目安として引き続き妥当である。』としている。また、近隣市町や他県においても、豪雪地帯や山間地など特別な事情がない場合は、ほとんどがこの基準を適用している。これらを踏まえ、磐田市では、通学距離の基準については、以下のとおりとする。小中学校の通学距離の基準は、小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内とする。一体校化により遠距離通学となる場合、児童生徒の心身の負担及び保護者の負担の軽減を図るため、スクールバスの運行による通学支援を行う。」としました。この部分について、いかがでしょうか。

(会 長) 通学距離の基準についての記述ですが、いかがでしょうか。

(委 員) 話し合いの中では、近隣自治体とのバランスを考え、法令に準じた方がよいという意見も出ていたと思います。説明の通りでよいと思います。

(会 長) その他にご意見はありますか。ないようでしたら、提案の文面でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<一同同意>

(会 長) では、次の説明をお願いします。

(事務局) 次に「スクールバスの利用者の範囲の指定方法について」ですが、これまでの検討を踏まえ「集団登校班や同一自治会における公平感、利用者の事務手続きの負担軽減を考慮し、利用者の範囲の指定方法は以下のとおりとする。しかし、自治会内において地理的環境が大きく異なる地域があることから、以下のただし書きを加える。スクールバスの利用者の範囲の指定方法は、自治会単位とする。ただし、自治会内で高低差等の地理的条件が大きく異なる場合には、該当自治会の一部を指定する。ただし書き部分については、具体的な地域が明らかになった段階で、関係

自治会と協議するものとする。」としました。最後の1文については、検討会で出されたご意見をもとに、付け加えています。

(会長) スクールバスの利用者の範囲の指定方法について、ご意見等がありますか。

(委員) ほとんどの学府一体校の建設地が決まっていなかった中でしたので、原則的な視点で利用者の範囲の指定方法について話し合ったと思います。建設地等が具体的にってから自治会と協議をしていくということですので、これでよいと思います。

(会長) その他にはよろしいでしょうか。では、この表現でまとめていきたいと思います。

<一同同意>

(会長) では、次の説明をお願いします。

(事務局) 次は、一体校からの距離の測定方法になります。この部分も、これまでの検討を踏まえ「市内自治会を見ると、山林や海岸、農耕地、工場等により住宅が点在していたり、集合していたりするなどさまざまな実情がある。また、スクールバスの安定的な運行や自治会間の公平性を考慮し、距離の測定方法は、以下のとおりとする。一体校からの距離の測定方法は、各自治会において一体校から最も遠い現住家屋までの徒歩による最短の経路とする。」としました。

(会長) 距離の測定方法についてですが、ご意見等がありますか。

(委員) 子どもの家を対象にするのではなく、学校から一番遠い実際に人が住んでいる家までの距離としたのは、スクールバスの運行を安定的に行うためだったと思います。

(委員) どこかで線を引かなければならないのであれば、この方法が妥当だと思います。

(会長) その他にご意見等がありますか。ないようでしたら、説明のあった表現でまとめたいと思います。

<一同同意>

(会長) では、次をお願いします。

(事務局) 次の配慮が必要な地理的環境については、これまでの検討を踏まえ「山間地や磐田原台地のある磐田市においては、一体校化により長い坂道を含む通学路を通う児童生徒が生じることが予想される。勾配6%以上の坂道を歩行する場合の身体的負担は、平地と比べ約1.5倍になるという知見を踏まえ、勾配6%で1km以上(高低差60m以上)の坂道を通う場合には、その身体的負担を考慮し通学距離の基準を以下のとおりとする。小中学校の通学距離の基準は、勾配6%で1km以上(高低差60m以上)の坂道を通学する場合は、通学距離の基準を小学校おおむね3km以内、中学校おおむね4km以内とする。」としました。

(会長) 配慮が必要な地理的環境についての記述ですが、ご意見等がありますか。

(委員) 対象となる可能性のある坂はどこですか。

(事務局) 向陽学府内の磐田原台地へ向かう坂道や豊岡学府の山間地にある坂道が対象となります。

(委員) 磐田原台地や市北部にある、急で長い坂道を通うケースを想定して話し合ったことを思い出しました。

(会長) その他にご意見等がありますか。ないようでしたら、説明のあった表現でまとめたいと思います。

<一同同意>

(会長) では、次の部分をお願いします。

(事務局) 次は、その他配慮すべき事項として、スクールバスの利用の選択、乗降場所の選定についてになります。これは、前回の検討会での意見を踏まえ、スクールバスの利用の選択について「スクールバスを運行する地域においては、スクールバスの利用を基本とするが、保護者の判断により、利用しない選択もできるものとする。スクールバスを利用する選択をする場合においても、放課後児童クラブ等を利用するための乗車しない日を設定できるものとする。」とし、乗降場所の選定については、「平成29年度に定められた指針に則って地域づくり協議会・自治会、保護者、学校と協議し設定する。」としました。

(会長) スクールバスの利用の選択と乗降場所の選定についてですが、何かご意見はありますか。

(委員) 絶対に利用しなければならないという訳ではないということですか。

(事務局) スクールバスの利用に関しては、歩いた方が健康にいいなど様々な考え方があるのではないかとのご意見があり、選択できるようにした方がよいという結論になったと思います。

(委員) 確認ですが、朝は乗車して帰りは乗車しないという利用方法ができるということでしょうか。

(事務局) ご指摘の通りです。

(委員) 今、磐田市では地域づくり協議会を中心とした地域づくりを進めていることから、乗降場所の選定について検討をする中で、単位自治会だけでなく地域づくり協議会の文言を付け加えた方がよいという意見が出ていたことを思い出しました。

(会長) その他にご意見等がありますか。ないようですので、説明のあった文章表現にまとめたいと思います。

<一同同意>

(会長) では、次の部分をお願いします。

(事務局) 次は、その他配慮する事項のうち、通学路の点検、交通規制要望、その他学校が取り組む事項についてです。通学路の点検については「一体校化により通学路が変更となる場合には、関係者（保護者、学校、警察、道路河川課、学校教育課等）による通学路点検を実施し、必要な対策（道路整備含む）について検討し、道路管理者および磐田警察署に対して要望を行う。」とし、交通規制要望については「一体校化により通学路が変更となる場合には、関係者による通学路点検を実施し、新たな交通規制が必要と判断される場合には、関係自治会と調整の上、交通規制要望を当局に提出する。」としました。また、その他学校等が取り組む事項についてはこれまでの検討を踏まえ「学校安全計画に基づいた交通安全教育の実施、日没時間を考慮した下校時刻の設定、暑さ対策として、登下校時の帽子の着用や水筒の利用等についての指導、発達段階を踏まえた通学時の携行品の重さや量への配慮、可能な限り安全な通学路の設定、地域への登下校の見守り依頼、通学路の合同点検の実施」の7点を挙げました。

(会長) 以上の点につきまして、何かご意見等がありますか。

(委員) 自治会長をした経験からですが、信号機の設置などの交通規制要望については、なかなか実現が難しいところがあると思います。先を見通す中で、学校、保護者、地域、当局が一致して要望を出していくことが大事になると思います。

(委員) 通学路が変更になる場合には、子どもたちと保護者への連絡だけでなく、自治会へも連絡をした方がよいと思います。登下校の時間帯に通勤等で車を運転している人もいますので、通学路が

変更になったことを伝えることで注意喚起ができると思います。

(会 長) その他にはいかがでしょうか。では、全体を通して何かありますか。

(委 員) 検討委員会でまとめた報告は、今後どういったスケジュールで教育長に伝えていくのですか。

(事務局) 会長、副会長様から教育長に報告をしていただこうと考えています。日程については、今後調整をしていきます。

(委 員) 通学路が変更になる場合、通学の見守り隊の皆様へはどんなルートで自治会の方に情報が伝わっていくのでしょうか。

(事務局) 見守り隊の方への依頼の経路は地域ごとに異なるため、学校やP T Aの方でルートをご確認いただき情報を伝えていただければと思います。

(会 長) その他にはいかがでしょうか。

ご意見等がないようですので、以上で本日の議事を終了したいと思います。

<一同同意>

本日検討していただいた「磐田市スクールバス運行検討委員会報告」については、今後、会長、副会長の方から教育長に報告をしていきたいと思います。暑い中、熱心に検討をいただきありがとうございました。